

議案第16号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

職員の給料月額及び住居手当の額を改めるとともに定年前再任用短時間勤務職員等の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「かつ、」を「月額1万5,000円以上の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項に掲げる職員のうち、27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、月額3万円以上の家賃を支払っているもの  
3万円

(2) 前項に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの  
1万5,000円

第9条第2項第2号中「別表第5に掲げる」を「3万2,000円を超えない範囲内で」に、「応じ、同表に」を「応じて規則で」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、規則で定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超え

ない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額に支給月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第16条第3項第2号を次のように改める。

(2) 別表第1以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮して前号に掲げる職員に相当する者として規則で定めるもの

第16条中第4項を削り，第5項を第4項とし，第6項を第5項とする。

第17条第3項第2号を次のように改める。

(2) 別表第1以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮して前号に掲げる職員に相当する者として規則で定めるもの

第17条中第4項を削り，第5項を第4項とし，第6項を第5項とする。

第19条に次の2項を加える。

4 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員には，その休職の期間中，いかなる給与も支給しない。

5 育児休業中の職員には，その育児休業の期間中，第16条及び第17条の給与を除くほか，この条例に定める給与は支給しない。

別表第1定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から125の項まで4級の欄及び5級の欄を次のように改める。

円	円
395,100	408,800
397,200	411,300
399,400	413,600
401,300	416,000
403,100	418,400
405,000	420,700
406,900	423,000
408,300	425,300
409,500	427,700
410,700	430,000
411,900	432,200
413,100	434,400

414,400	436,700
415,600	438,900
416,700	441,000
417,800	443,100
418,900	445,000
419,900	446,800
420,800	448,700
421,800	450,500
422,700	452,200
423,500	453,900
424,400	455,500
424,900	457,200
425,500	458,900
426,300	460,300
427,000	461,300
427,500	462,100
428,000	462,900
428,500	463,700
429,000	464,400
429,500	465,100
429,800	465,800
430,100	466,500
430,400	467,200
430,700	467,900
431,000	468,600
431,300	469,300
431,600	470,000
431,900	470,600
432,200	471,200
432,500	471,900
432,800	472,500
433,200	473,100
433,700	473,700
434,100	474,300
434,400	474,900
434,700	475,500
435,100	476,100
435,400	476,700
435,700	477,300
436,100	477,800
436,500	478,300





2 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この条例による改正前の調布市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の4級又は5級の適用を受けていた職員のうち同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表旧号給の欄に掲げる号給であるものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表新号給の欄に定める号給とする。

（委任）

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が定める。

附則別表（附則第2項関係）

行政職給料表（1）の4級又は5級の適用を受ける職員の新号給

職務の級	4級	5級
旧号給	新号給	新号給
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1

27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1
36	1	1
37	1	1
38	1	2
39	1	3
40	1	4
41	1	5
42	1	6
43	1	7
44	1	8
45	1	9
46	1	10
47	1	11
48	1	12
49	1	13
50	1	14
51	1	15
52	2	16
53	3	17
54	4	18
55	5	19
56	6	20
57	7	21
58	8	22
59	9	23
60	10	24
61	11	25
62	12	26
63	13	27
64	14	28
65	15	29
66	16	30
67	17	31
68	18	32
69	19	33
70	20	34
71	21	35
72	22	36
73	23	37
74	24	38
75	25	39

76	26	40
77	27	41
78	28	42
79	29	43
80	30	44
81	31	45
82	32	46
83	33	47
84	34	48
85	35	49
86	36	50
87	37	51
88	38	52
89	39	53
90	40	54
91	41	55
92	42	56
93	43	57
94	44	58
95	45	59
96	46	60
97	47	61
98	48	
99	49	
100	50	
101	51	
102	52	
103	53	
104	54	
105	55	
106	56	
107	57	
108	58	
109	59	
110	60	
111	61	
112	62	
113	63	
114	64	
115	65	
116	66	
117	67	
118	68	
119	69	
120	70	
121	71	
122	72	
123	73	
124	74	

125	75	
-----	----	--